

現状・改正趣旨

- 合併処理浄化槽の処理水は、原則として敷地内処理することとし、当該事業地及びその周辺の状況を勘案し、やむを得ないものと認められるときは、当該河川等を管理する関係機関と十分協議した上で、河川等へ放流できることを規定している。（自然保護対策要綱取扱要領第2の3の(14)）
- 他方、長野県は、合併処理浄化槽の処理水の処理方法として、原則河川放流で、やむを得ない場合に敷地内処理するよう指導している。
- 合併処理浄化槽は、別荘に多く設置されているため、維持管理の難しさや法定検査受験率の低さから、敷地内処理の処理水が地下水の汚染につながるおそれがあるとの指摘。
- 合併処理浄化槽の処理水の処理方法について、見直しが必要。（基本方針第3）



改正概要

現行

【合併処理浄化槽処理水の処理方法】

原 則

敷地内処理



例 外

やむを得ないものと認められるときは、当該河川等を管理する関係機関と十分協議した上で、河川等へ放流

改正

【合併処理浄化槽処理水の処理方法】

原 則

放流可能な河川が隣接している場合は、**当該河川等を管理する関係機関と十分協議した上で、河川等へ放流**

例 外

放流可能な河川等がない場合は、敷地内処理

